

認可外保育施設を利用する保護者の方へ

～文京区認可外保育施設利用事業補助制度のご案内～

令和8年度版(令和8(2026)年4月～令和9(2027)年3月)

■ 補助制度の概要

文京区では、「保育の必要性」があり、認可外保育施設を利用する保護者の方を対象として、保育料の補助制度を実施しています。補助制度は、幼児教育・保育の無償化による給付金（以下「施設等利用費」という。）と、区による上乗せ補助金（以下「保護者負担軽減補助金」という。）から構成されています。

ご利用の認可外保育施設の種別や在籍クラス、世帯の課税状況等によって補助内容は異なります。

■ 補助金の交付要件

以下の要件を施設等利用費は満たした日から、保護者負担軽減補助金は満たした日の翌月（満たした日が月の初日の場合はその月）から対象となります。

- 申請者及び施設を利用する児童がともに、文京区に住民登録をしている。
- 施設を利用する児童が、文京区から「保育の必要性」の認定を受けている。
- 補助の対象となる施設を利用・在籍している。
- 利用料を納入している（滞納がない。）。
- 同月中に以下の施設を利用していない。

認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）、こども誰でも通園制度

■ 補助制度ご利用の流れ

当補助制度の利用を希望される場合、以下の手順でお手続きください。

① 入園予定（在園）施設等が、当補助制度の対象施設かどうかを確認する。

次ページをご参照ください。

補助金の対象施設である場合は、②へお進みください。

② 保育の必要性の認定を受ける。

補助対象になるためには、対象児童が文京区から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

詳細は7ページから8ページをご確認ください。認定は申請書を受理した日から行い、日付を遡ることはできません。認定がない期間は補助対象外となりますのでご注意ください。

③ 入園後、補助金の申請を行う。

申請受付期間は、令和8年4月1日（水）から令和9年3月15日（月）です。詳細は9ページをご参照ください。

■ 補助対象施設

原則として、以下の2つの条件を満たしている認可外保育施設が対象となります。

- **都道府県等に認可外保育施設の開設に係る届出を行い、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている。**

都内の届出済施設は、東京都福祉局のホームページ（以下「HP」という。）に掲載されています（一部の施設・自治体を除く）。

- **施設が所在する自治体から無償化対象施設として「確認」を受けている。**

文京区内の確認済施設は、区 HP に掲載しています。文京区外の施設については、施設所在自治体へお問合せください。

東京都福祉局 HP（認可外保育施設一覧）
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran>



文京区 HP（確認済施設一覧）
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001715.html>



■ 補助金の種類

- **施設等利用費**

幼児教育・保育の無償化に伴い支給される補助金です。「保育の必要性」の認定を受けている期間に応じて日割計算を行います。

- **保護者負担軽減補助金**

文京区から交付される補助金です。月の初日時点での状況に応じてその月の交付の有無を判断し、日割計算は行いません。

※ 保護者負担軽減補助金について、実際に施設に支払った利用料と給食費を合算した額が補助基準額未満の場合は、利用料と給食費を合算した額が上限となります。

※ 日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等はいずれの補助金も対象とはなりません。

■ クラス表

以下の表のように2026年4月1日現在の年齢で、クラスを決定し補助基準額を決定いたします。

クラス	生年月日
3～5歳児クラス (年少～年長)	2020（令和2）年4月2日～2023（令和5）年4月1日
0～2歳児クラス	2023（令和5）年4月2日～

■ 施設区分及び補助基準額表

補助対象施設について、施設の種別等に応じて、補助基準額が以下のとおり異なります。

●施設区分

施設区分	該当する施設等	案内ページ
区分A	認可外保育施設（B以下の施設に該当する場合を除く）	3～5ページ
区分B	企業主導型保育施設	
区分C	居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター） 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（一時預かりに限る）	
区分D （補助対象外）	定期利用保育事業 幼児教育・保育の無償化の対象となる場合、保育料が直接減額となります。 無償化にあたって必要となる申請はありません。 その他地方公共団体による独自事業の施設 補助制度の実施等については、事業を実施する地方公共団体へ直接お問い合わせください。	—

令和8年10月以降

●補助基準額表

施設区分 A 認可外保育施設（B 以下の施設に該当する場合を除く。）

クラス	世帯の区市町村民税所得割課税額	施設等利用費	保護者負担軽減補助金	合計
0歳児クラス から 2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が課税	—	80,000円	80,000円
	区市町村民税（均等割を含む）が非課税	45,700円	34,300円	80,000円
3歳児クラス から 5歳児クラス	—	40,300円	36,700円	77,000円

施設区分 B 企業主導型保育事業

クラス	世帯の区市町村民税所得割課税額	施設等利用費	保護者負担軽減補助金	合計
0歳児クラス から 2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が課税		45,000円	45,000円
	区市町村民税（均等割を含む）が非課税		10,000円	10,000円
3歳児クラス から 5歳児クラス			5,000円	5,000円

施設区分 C 居宅訪問型保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、 ファミリー・サポートセンター事業（一時預かり）

クラス	世帯の区市町村民税所得割課税額	施設等利用費	給食費に対する補助
0歳児クラス から 2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が非課税の世帯	45,700円	4,500円
3歳児クラス から 5歳児クラス		40,300円	

+

※ 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業は給食費に対する補助の対象外です。

令和8年9月まで

●補助基準額表

施設区分 A 認可外保育施設（B 以下の施設に該当する場合を除く。）

クラス	世帯の区市町村民税所得割課税額	施設等利用費	保護者負担軽減補助金	合計
0歳児クラス から 2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が課税	—	80,000円	80,000円
	区市町村民税（均等割を含む）が非課税	42,000円	38,000円	80,000円
3歳児クラス から 5歳児クラス	—	37,000円	40,000円	77,000円

施設区分 B 企業主導型保育事業

クラス	世帯の区市町村民税所得割課税額	施設等利用費	保護者負担軽減補助金	合計
0歳児クラス から 2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が課税		45,000円	45,000円
	区市町村民税（均等割を含む）が非課税		10,000円	10,000円
3歳児クラス から 5歳児クラス			5,000円	5,000円

施設区分 C 居宅訪問型保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、
ファミリー・サポートセンター事業（一時預かり）

クラス	世帯の区市町村民税所得割課税額	施設等利用費	給食費に対する補助
0歳児クラス から 2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が非課税の世帯	42,000円	+ 4,500円
3歳児クラス から 5歳児クラス		37,000円	

※ 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業は給食費に対する補助の対象外です。

■ 区市町村民税所得割課税額について

- 令和 8 年 4 月から 8 月までの補助基準額は、令和 7（2025）年度の区市町村民税所得割課税額、令和 8 年 9 月から令和 9 年 3 月までの補助基準額は、令和 8（2026）年度の区市町村民税所得割課税額により決定します。
- 住宅借入金等特別控除・寄附金控除（ふるさと納税等）等の税額控除がある場合は、控除前の税額を適用します。
- 以下に該当する方は、世帯の区市町村民税所得割課税額を証明する書類の提出がない場合、区市町村民税所得割課税額の課税世帯に該当するものとみなして補助基準額を決定します。

No.	提出が必要となる方	対象月	提出するもの	提出時期
1	以下のすべてに該当する方 ・令和 7 年度の区市町村民税が非課税の方 ・令和 7 年 1 月 1 日時点で住所地在文京区ではない方 ・対象児童が 0 ～ 2 歳児クラスに在籍している方	令和 8 年 4 月～ 8 月 ※この期間の補助を申請しない場合は提出不要です。	令和 7（2025）年度 区市町村民税非課税証明書	補助金申請時
2	以下のすべてに該当する方 ・令和 8 年度の区市町村民税が非課税の方 ・令和 8 年 1 月 1 日時点で住所地在文京区ではない方 ・対象児童が 0 ～ 2 歳児クラスに在籍している方	令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月 ※この期間の補助を申請しない場合は提出不要です。	令和 8（2026）年度 区市町村民税非課税証明書	補助金申請時 ※申請する時点で添付できない場合は、入手次第速やかに 7 ページの提出先へ郵送または持参してください。

※所得割額を証明する書類の詳細はこちら



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001710.html>

■ 「保育の必要性」の認定について

「保育の必要性」の認定とは、「教育・保育給付 2 号、3 号認定」または「施設等利用給付 2 号、3 号認定」を指します。認定の種別や期間は、お子様のご年齢や住民税の課税状況、保護者の保育の必要性の要件により異なります。

補助対象となるのは当該児童が「保育の必要性」の認定を受けている期間のみです。

認定を受けていない場合は、文京区へ認定の申請手続きを行ってください。

※「保育の必要性」の認定に係る詳細はこちら👉



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001703.html>

【注意事項】

● 認定開始日について

「保育の必要性」の認定は申請書類を受理した日から行い、原則として日付を遡ることはできません。

● 認定期間の管理について

「保育の必要性」の認定終了日は申請内容によって異なります。

「保育の必要性」の認定が無い期間は補助対象外となるため、必ずご自身で認定期間の管理を行ってください。

● 保育の必要性の要件が変更になった場合について

「保育の必要性」の認定事由が変更になった場合は、改めて手続が必要です。認定事由が消滅した場合も、手続を行う必要があります。

● 現況確認について

「保育の必要性」の認定事由が続いていることを確認するため、年度に 1 回（概ね 12 月頃）、保育の要件を確認する書類をお願いしています（以下「現況確認」という。）。現況確認の結果、「保育の必要性」の消滅、変更が判明した場合は、「保育の必要性」の認定期間を短縮または取り消すことがあります。

● 認定取消による返還

補助金の交付を受けた後、「保育の必要性」の事由が確認できない等の理由で、遡って「保育の必要性」の認定が取り消された場合、取り消された期間分としてお支払している補助金は返還いただきます。

★「保育の必要性」の認定において特別注意が必要な要件★

● 「育休継続」要件での補助対象について

育児休業中の方は、原則として「保育の必要性」の認定（２号又は３号）は受けられず、認可外保育施設保育料補助制度の対象外となります。

ただし、在籍しているお子様のきょうだいのために育児休業を取得しており、以下の i 及び ii の要件に該当する場合は、「育休継続」要件での認定を受けることができ、補助対象となります。（※１）

- i 育児休業取得前から該当児童が認可外保育施設に在籍している。
- ii 育児休業期間中に新規での入園や、別の園への転園をしていない。（※２）

※１ 在籍している児童のために育児休業を取得している場合、その期間中は補助対象外です。両親が復職してから補助対象となりますので、手続きについては別途ご相談ください。

※２ 「育休継続」要件中に、転園された場合は、その時点から補助対象外となります。そのため、転園先で補助対象となるのは、両親が復職してからとなります。

● 求職活動要件による補助対象期間について（令和８年度より施行）

「求職活動要件（以下「求職要件」という。）」で認定を受けている場合、認可外保育施設保育料補助制度の支給対象となる期間は申請年度において最長６カ月となります。認定の種別ごとに「求職要件」の取扱いが異なります。

ア 教育・保育給付２号、３号認定

「求職要件」における更新自体の制限はありません。ただし、補助対象となる期間は「求職要件」で取得している期間のうち最長で６カ月分までとなります。認定を取得している期間のうち補助対象外となる期間もございますので、予めご承知おきください。

イ 施設等利用給付２号、３号認定

「求職要件」における更新は、年度に一回のみとなります。そのため、「求職要件」における認定期間は原則３カ月、最長で６カ月となります。認定がない期間は補助対象外となりますのでご了承ください。

■ 補助金の申請方法

補助金の申請は、**年度に1回必要**です。

原則、電子申請による提出をお願いしております。

電子申請を行う環境が整っていない等の事情がある場合は、申請書（紙）による申請も可能ですが、申請受理の通知はありません。申請書類の到着を確認したい場合は、記録が残る方法でご提出ください。

※ 電子申請による受付

以下の URL よりご申請ください。

<https://logoform.jp/form/6KSu/1473582>



※ 申請書(紙)による受付

郵送又は持参により、文京区幼児保育課へ申請書を提出してください。

郵送で申請される場合は、以下の宛先に申請書類をお送りください。

▶ 郵送・宛先

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 12 階
文京区幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当 宛

※ 申請内容に変更が生じた場合

補助金の申請後、申請内容に変更が生じた場合、「内容変更届」の提出が必要です。

電子申請フォームでご提出いただくか、紙を以下宛先までご提出ください。



<https://logoform.jp/form/6KSu/1474928>

■ 申請・提出期間

●令和8年4月1日（水）から令和9年3月15日（月）（郵送の場合は当日消印有効）

※提出期間外の受付はできませんので、必ず上記期間内にご提出ください。

■ 申請から支給まで

文京区では、3か月毎に補助金の振込を行っています。

ただし、申請が遅れた場合または内容に不備があった場合は、振込時期が遅れますのでご注意ください。

具体的なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

■ 令和8（2026）年6月15日（月）までの提出

対象月 ※	4～6月分※	7～9月分	10～12月分	1～3月分
交付（不交付）決定通知発送	令和8年8月上旬	令和8年11月上旬	令和9年2月上旬	令和9年5月上旬
振込	令和8年8月中旬	令和8年11月中旬	令和9年2月中旬	令和9年5月中旬

■ 令和8（2026）年6月16日（火）から9月15日（火）までの提出

対象月 ※	4～9月分	10～12月分	1～3月分
交付（不交付）決定通知発送	令和8年11月上旬	令和9年2月上旬	令和9年5月上旬
振込	令和8年11月中旬	令和9年2月中旬	令和9年5月中旬

■ 令和8（2026）年9月16日（水）から12月15日（火）までの提出

対象月 ※	4～12月分	1～3月分
交付（不交付）決定通知発送	令和9年2月上旬	令和9年5月上旬
振込	令和9年2月中旬	令和9年5月中旬

■ 令和8（2026）年12月16日（水）から令和9（2027）年3月15日（月）までの提出

対象月 ※	4～3月分
交付（不交付）決定通知発送	令和9年5月上旬
振込	令和9年5月中旬

※ 今年度、標準化に伴う国のシステム改修を実施するため、4～6月分の支払いスケジュールが変更になる可能性があります。予めご了承ください。

■ 注意事項

● 最終申請期限は、令和9年3月15日（月）（郵送の場合は当日消印有効）です。

※ 最終申請期限を過ぎた場合は受付できませんので、お早めにご提出ください。

■ よくあるご質問

■ 共通事項

Q 1. 利用料の領収書や契約書の写しは提出しなくてよいのですか？

A 1. 原則、提出いただく必要はありません。利用料の納入状況は文京区から施設へ直接照会し、確認します。

ただし、施設が照会に応じない場合や、施設等利用費の上限に満たない場合など、別途支払いが確認できる書類の提出を求めることがあります。その場合、区から申請者へ直接ご連絡します。

Q 2. 認可保育所等に入所申込をしておらず、いわゆる待機児童ではないのですが、補助対象になりますか？

A 2. 認可保育所等の入所申込は補助要件ではありませんので、入所保留状態（待機状態）である必要はありません。

Q 3. 「保育の必要性」の認定と、補助制度の申請はそれぞれ行う必要があるのですか？

A 3. それぞれ申請が必要です。

ただし、文京区から今年度の「保育の必要性」の認定を既に受けている方は、「保育の必要性」の認定の申請は不要です。「保育の必要性」の認定については、7 ページから 8 ページをご覧ください。

Q 4. 申請書に記載した施設から、他の施設に移ることになりました。何か届出は必要ですか？

A 4. 内容変更届を提出してください。

内容変更届は 9 ページに記載の URL または QR コードよりダウンロードできます。内容変更届の提出が必要となる事項は、以下の表をご確認ください。

変更事項	変更届の提出
区内転居	必要
区外転出	必要
氏名変更（保護者・児童）	必要
施設の転園（他の施設へ移る）	必要
施設を退園	必要
利用料の変更	不要
契約時間の変更	不要

※上記以外でも変更届の提出が必要となる場合がありますので、詳細は13ページの問合せ先までお問合せください。

Q 5. 私立幼稚園に通いながら、午後認可外保育施設を利用しています。私立幼稚園の補助もあるようですが、重複して申請は出来ますか？

A 5. 私立幼稚園の補助が優先されるため、本補助金を利用することはできません。

同様に同月中に以下の施設を利用する場合、その月は原則、当補助金の対象外となります。
認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）、こども誰でも通園制度

■「保育の必要性」の認定について

Q 1. 「保育の必要性」の事由に該当しないため、「保育の必要性」の認定を受けることができません。補助金はでませんか？

A 1. 「保育の必要性」の要件がない方は施設等利用費及び保護者負担軽減補助金の対象外となります。

Q 2. これまで「保育の必要性」の認定を受けていませんでした。認定を受けていなかった期間分の補助金はどうなりますか？

A 2. 認定は認定申請書を受理した日から行い、認定の日付を遡ることはできません。認定がない期間分については、補助対象外になります。

Q 3. 昨年度、小学校就学前までの期間について「保育の必要性」の認定を受けました。
今年度も「保育の必要性」の認定の手続は必要ですか？

A 3. 認定の手続きは不要ですが、年度に 1 度、過去に認定した「保育の必要性」の事由が現在も継続していることを確認させていただく必要があります（これを「現況確認」といいます）。
なお、現況確認の依頼は、区から対象となる方へ直接依頼します。

Q 4. 現在、両親のどちらかが育児・介護休業法に基づく育児休業を取得しています。補助対象になりますか？

A 4. 該当児童のごきょうだいのために育児休業を取得されている場合、「保育の必要性」の認定を取得できる可能性があります。
育児休業中の留意事項等については、8 ページまたは以下の区 HP よりご確認ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001703.html>



Q 5. 現在、認可保育園に通っていますが、4 月からインターナショナルスクールに転園する予定です。
改めて「保育の必要性」の認定の申請を行う必要はありますか。

A 5. 取得されている「保育の必要性」の認定期間が 4 月以降もある場合は、改めて申請する必要はありません。ただし、認定の要件が「育休継続」である場合は、転園してしまうと要件が無くなり、補助対象とはなりませんので、ご注意ください。

育児休業中の留意事項等については、8 ページまたは以下の区 HP よりご確認ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001703.html>



■ 施設種別について

Q1. 利用している施設の種別がわかりません。

A1. 利用施設の種別がわからない場合は、施設へ直接お問い合わせください。

なお、東京都内の認可外保育施設については、東京都福祉局の HP に掲載されている「認可外保育施設一覧表」（2 ページ「補助対象施設」参照）から、ご自身で種別を確認することも可能です。ただし、一部の自治体（児童相談所設置区）分は掲載されていないため、施設が所在する自治体へお問い合わせください。

Q2. インターナショナルスクールは幼児教育・保育の無償化の対象施設ですか？

A2. それぞれの施設の設置形態や保育の必要性等によって異なります。

インターナショナルスクールについては、法令上の定義がなく、その設置形態等は施設によって様々です。例えば、幼稚園としての認可を受けていれば、対象施設となります（この場合、幼稚園に係る補助金の対象となります。）。また、認可を受けていなくても、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出を行い、その他の要件を満たしていれば、対象施設となります。施設の種別がわからない場合は、施設へ直接お問い合わせください。

■ 区分 C に該当した方

Q1. 区分 C の施設を利用しています。保護者負担軽減補助金は出ないのでしょうか？

A1. 区分 C に該当する施設は、保護者負担軽減補助金の対象外です。

Q2. 区分 C の施設を利用しています。「0 歳児クラスから 2 歳児クラスまで」の課税世帯に該当するのですが補助金は出ますか？

A2. 幼児教育・保育の無償化の対象外のため、施設等利用費の支給はありません。

■ 問合せ先

■ 「保育の必要性」の認定に関すること

（区市町村民税課税世帯の 0 ～ 2 歳児クラス）

幼児保育課 入園相談係 ☎（5803）1190

■ 「保育の必要性」の認定に関すること

（区市町村民税非課税世帯の 0 ～ 2 歳児クラス又は 3 ～ 5 歳児クラス）

幼児保育課 施設給付・私立幼稚園担当 ☎（5803）1823

■ 保育料補助制度に関すること

幼児保育課 施設給付・私立幼稚園担当 ☎（5803）1823